

史料編集用コンピューター関連機器賃貸借契約書（案）

沖縄県知事 （以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は次のとおり賃貸借及び保守について契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、史料編集用コンピューター関連機器（以下「賃貸借機器」という。）を契約開始日までに設置し甲に引き渡し、賃貸借機器が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行うこととし、甲はその賃貸借料金等を乙に支払うこととする。

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（賃貸借機器の内容）

第3条 賃貸借機器の内容は、仕様書（別添）の「賃貸借機器一覧」のとおりとする。

（賃貸借機器の設置）

第4条 設置場所は、沖縄県公文書館内史料編集班（沖縄県南風原町新川 148 番地の3）とする。

（契約金額）

第5条 甲が乙に支払う賃貸借料は、月額 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）とし、契約期間全体の総額を 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）とする。

令和6年度賃借料は 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）

令和7年度賃借料は 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）

令和8年度賃借料は 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）

令和9年度賃借料は 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額で、契約期間全体の総額については、月額にかかる消費税額及び地方消費税額に支払月数を乗じて得た額である。

3 賃借料の期間は、各月の初日から月末までの1か月とする。ただし、1か月に満たない月については日割り計算するものとする。

(契約保証金)

第6条 沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付、または免除。

(賃貸借料の請求及び支払)

第7条 乙は、月の初めに前月分の賃借料を甲に対して賃貸借料の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙の契約履行を確認し、乙から適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に乙に賃借料を支払うものとする。

3 甲は、自己の都合により賃借料の支払いを遅延した場合は、乙に対し、支払期限日の翌日からその支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を賃貸借料に加算して支払うものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(賃貸借機器の保守)

第8条 乙は、賃貸借機器が常時正常な状態で稼働し、甲の利用に供せるように、保守をおこなう。

2 保守の内容は、仕様書(別添)の「保守仕様」のとおりとする。

3 乙は、保守に従事する担当者及び業務を管理・監督する責任者を定め、保守連絡体制表を甲に提出するものとする。

4 保守に要する費用は第5条に含まれるものとする。ただし、甲の故意、過失または不適切な使用により、装置に故障が生じた時は、甲の負担とする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、賃貸借機器の保守を事前に書面により甲の承認を得た場合に限り、乙が指定する第三者に再委託することができる。この場合、再委託者の行為はすべて乙の行為とみなす。

(契約の解除)

第10条 甲は自分の都合により、本契約を解除する時は、1か月前に文書によって乙に通知するものとする。

2 甲または乙は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反した時は、文書による通知により、直ちに本契約を解除することができる。

(暴力団排除に係る契約解除)

第 11 条 乙が次に挙げた一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所〔常時契約を締結する事務所をいう。〕の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(長期継続契約に係る解除)

第 12 条 本契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、当該契約期間内において当該契約に係る歳入支出予算の減額、又は削除があった場合は、本契約の一部または全部を解除できるものとする。

2 甲は、前項の場合において解除がなされた場合は、乙に対して協議の場を設けることとし、契約の解除に至った状況を説明する責めを帰すものとする。

(装置の返還)

第 13 条 第2条における貸借期間の終了、または契約を解除した場合は、甲は装置を速やかに乙に返還しなければならない。ただし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

(保険)

第 14 条 乙は、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙は甲が故意又は重過失によって賃貸借機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項において、動産総合保険で補填された損害については、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、第 9 条により甲が承認した場合を除き、保守の実施にあたって知りえた甲の業務上の秘密を第三者に漏らす等、他の目的に利用してはならない。本契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(所有権表示)

第 17 条 甲は、装置が乙の所有物であることを示す表示等を棄損するなど、装置の現状を変更するような行為をしてはならない。

(信義等)

第 18 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所
氏名